

2. 防災会議関連

資料 2-1 防災会議条例

檜葉町防災会議条例

制定 昭和 37 年 12 月 28 日 条例第 29 号

最終改正 平成 26 年 9 月 22 日 条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、檜葉町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 檜葉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

2. 防災会議関連

(8) 自主防災組織を構成するもの又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ7人以内、4人以内、2人以内、17人以内、2人以内、12人以内及び5人以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、指定行政機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則(昭和54年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年9月1日から適用する。

附 則(平成12年条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。